

建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項

資格名	業務内容	取得方法	根拠	実施団体	検討事項
建築物環境衛生管理技術者	建築物衛生法の規制対象となる特定建築物1棟につき1人選任する。	試験	法	【指定試験機関】 (財)ビル管理教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 指定試験機関の指定根拠法令の検討、その在り方を見直すこと。 試験料を見直すこと。
	選任された特定建築物の維持管理が環境衛生上適切に行われるように監督する。 有効期間の設定はなく、更新の必要なし。	講習	法	【登録講習機関】 (財)ビル管理教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 申請書をHPに掲載すること。 過去の試験問題・回答を公開すること。 テキスト代金を含む受講料を徴収しないこと(受講者に選択させること。) テキストの価格を低くすること。 テキスト本体価格を表示すること。 手数料の積算根拠を公開すること。 事業ごとに区分経理し、公開すること。
清掃作業監督者 空気環境測定実施者 ダクト清掃作業監督者 水質検査実施者※ 貯水槽清掃作業監督者 排水管清掃作業監督者 防除作業監督者 統括管理者 空調給排水管理監督者 ※講習修了は要件でなく、学歴及び実務経験を満たすことが要件	営業所が都道府県知事へ登録する場合に、監督者等がいることが条件となっている。 登録営業所において、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行う。 有効期間は6年。更新する場合は、再講習会の受講が必要。	講習	規則	【登録講習機関】 (財)ビル管理教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の積算根拠を公開すること。 事業ごとに区分経理し、公開すること。
清掃作業従事者 ダクト清掃作業従事者 貯水槽清掃作業従事者 排水管清掃作業監督者 防除作業従事者	都道府県の登録を受けた登録営業所において、維持管理業務に従事する。 登録営業所は、従事者に対し、 <u>研修を年1回以上受けさせるようにしなければならない。</u>	研修	規則	【登録研修機関】 (公社)全国ビルメンテナンス協会 他58団体	<ul style="list-style-type: none"> 実施頻度やその在り方について見直すこと。 手数料の積算根拠を公開すること。 事業ごとに区分経理し、公開すること。

厚生労働省
 独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告
 (平成22年12月27日)

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく
 総務省からの勧告
 (平成23年10月14日)

第4回 生活衛生関係営業等衛生問題検討会
 平成23年12月14日
 参考資料5

※ 黒字箇所は、実施機関と協議する事項、赤字箇所は、有識者による検討が必要な事項